

宇都宮短期大学の目的に関する内規

第1条 宇都宮短期大学学則第1条の2第2項に定める人材の養成および教育研究等に関する目的は、建学の精神「全人教育（人間形成の教育）」に基づき、この内規の定めるところによる。

第2条 宇都宮短期大学の学習成果は、次のとおりとする。

- 一 自己および他者を理解でき、自立・自律した生活の知識・技術を身につけている。
- 二 豊かな人間性と感性をもち、目指す専門分野に係わる基本的な知識・技術・方法を身につけている。
- 三 専門技術を生かして地域や社会に貢献できる能力を身につけている。

第3条 各学科の人材の養成に関する教育目的・目標は、次のとおりとする。

(音楽科)

- 一 広い教養を身につけ、自立・自律した生活者としての行動規範を身につける。
- 二 音楽における基本的な理論と演奏技術を学ぶとともに、豊かな感性を磨く。
- 三 個々の特性を活かした芸術表現と、音楽に関わる広い職種に合う知識・技術や態度を学ぶ。

(人間福祉学科)

<社会福祉専攻>

- 一 広い教養を身につけ、自立・自律した生活者としての行動規範を身につける。
- 二 福祉の基本的な知識・技術・方法を学ぶとともに、個々の特性を伸長する。
- 三 人間尊重の精神と倫理性をもち、利用者の課題解決・支援のできるソーシャルワーカーを養成する。
- 四 人間尊重の精神と倫理性をもち、社会福祉の視点をもった医療事務従事者を養成する。

<介護福祉専攻>

- 一 広い教養を身につけ、自立・自律した生活者としての行動規範を身につける。
- 二 福祉の基本的な知識・技術・方法を学ぶとともに、個々の特性を伸長する。
- 三 人間尊重の精神と倫理性をもち、その人らしい生活の支援ができる介護福祉専門職を養成する。

(食物栄養学科)

- 一 広い教養を身につけ、自立・自律した生活者としての行動規範を身につける。
- 二 豊かな人間性と感性をもち、食に係わる基本的な知識・技術・方法を身につける。
- 三 人間尊重の精神と、食に係わる専門的な知識・技術・方法等を身につける。
- 四 倫理性をもった栄養士として、食や福祉に係わる広い分野で地域や社会に貢献できる。

第4条 各学科の学習成果は、次のとおりとする。

(音楽科)

- 一 自己および他者を理解でき、自立・自律した生活の知識・技術を身につけている。
- 二 基礎的な理論と表現力により、感情豊かな演奏ができる。
- 三 演奏技術を修得する教育課程により、公開の場で演奏する基礎を身につけている。

(人間福祉学科)

<社会福祉専攻>

- 一 自己および他者を理解でき、自立・自律した生活の知識・技術を身につけている。
- 二 福祉の基本的な知識・技術・方法を身につけている。

- 三 社会福祉士を目指す学生は、ソーシャルワーカーに係わる専門的知識・技術・方法を身につけている。
- 四 医療事務従事を目指す学生は、医療事務に係わる専門的知識・技術・方法を身につけている。
- 五 人間尊重の精神と豊かな人間性を身につけている。

＜介護福祉専攻＞

- 一 自己および他者を理解でき、自立・自律した生活の知識・技術を身につけている。
- 二 福祉の基本的な知識・技術・方法を身につけている。
- 三 介護福祉に係わる専門的知識・技術・方法を身につけている。
- 四 人間尊重の精神と豊かな人間性を身につけている。

(食物栄養学科)

- 一 自己および他者を理解でき、自立・自律した生活の知識・技術を身につけている。
- 二 豊かな人間性と感性をもち、食に係わる基本的な知識・技術・方法を身につけている。
- 三 人間尊重の精神と、食に係わる専門的な知識・技術・方法等を身につけている。
- 四 倫理性をもった栄養士として、地域や社会の福祉に貢献できる能力を身につけている。

第5条 各学科の卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、次のとおりとする。

(音楽科)

2 学科の教育目的・目標に鑑み、本学科所定の科目を履修しその単位を修得して、次の成果が得られた学生に卒業を認定し、短期大学士(音楽)の学位を授与する。

- 一 自己および他者を理解し、自立・自律した生活者となることができる。
- 二 音楽の意義を理解し、専門的な知識・技術や態度を身につけている。
- 三 音楽に情熱を注ぎ、自主の気風を高め、個性を生かした芸術表現を実践する基礎ができている。

3 成績評価の基準は、次のとおりとする。

評価	S	A	B	C	D
評価の基準	完全でないしほぼ完全に到達目標を達成している	若干不十分な点は認められるものの、到達目標を達成している	不十分な点は認められるものの、到達目標を達成している	到達目標の最低限を達成している	到達目標を達成していない
100点法	100点～90点	89点～80点	79点～70点	69点～60点	59点以下

4 取得できる資格の取得要件は、次のとおりである。

- 一 中学校教諭二種免許状(音楽)を取得するには、卒業要件を満たし、教職に関する専門教育科目と指定された科目を履修し、単位を修得する。
- 二 音楽療法士二種の称号を取得するには、卒業要件の他にその称号取得に必要な専門教育科目と指定された科目を履修し、単位を修得する。

(人間福祉学科)

5 学科の教育目的・目標に鑑み、本学科所定の単位を修得し、次の成果が得られた学生に卒業を認定し、短期大学士(人間福祉)の学位を授与する。

＜社会福祉専攻＞

- 一 自己および他者を理解し、自立・自律した生活者となることができる。
- 二 福祉の意義を理解し、基本的な知識・技術や方法が身につけている。
- 三 社会福祉士を目指す学生は、ソーシャルワーカーに係わる専門的知識・技術・方法が身につけており、倫理性をもって活躍できる基礎ができている。

四 医療事務従事を目指す学生は、医療事務に係わる専門的知識・技術・方法を身につけており、倫理性をもって活躍できる基礎ができている。

五 人間の尊厳を尊重し、仕事に生きがいをもって情熱を注ぐ基礎ができている。

＜介護福祉専攻＞

一 自己および他者を理解し、自立・自律した生活者となることができている。

二 福祉の意義を理解し、基本的な知識・技術や方法が身につけている。

三 倫理性をもって、その人らしい生活の支援ができる介護福祉専門職になる基礎ができている。

四 人間の尊厳を尊重し、仕事に生きがいをもって情熱を注ぐ基礎ができている。

6 成績評価の基準は、次のとおりである。

評価	S	A	B	C	D
評価の基準	完全でないしほぼ完全に到達目標を達成している	若干不十分な点は認められるものの、到達目標を達成している	不十分な点は認められるものの、到達目標を達成している	到達目標の最低限を達成している	到達目標を達成していない
100点法	100点～90点	89点～80点	79点～70点	69点～60点	59点以下

7 取得できる資格の取得要件は、次のとおりである。

＜社会福祉専攻＞

一 社会福祉専攻で取得できる資格を取得するには、卒業要件を満たし、その資格に必要な専門教育科目と指定された科目を履修し、単位を修得する。そのうえで、認定試験受験が必要なものは受験し、合格することで資格取得ができる。

＜介護福祉専攻＞

一 介護福祉士を取得するには、卒業要件の他に介護福祉士国家試験受験に必要な専門教育科目と指定された科目を履修し、単位を修得することで介護福祉士国家試験受験資格が得られる。そのうえで、国家試験を受験して合格することで資格取得できる。

二 その他の所得できる資格を取得するには、卒業要件を満たし、その資格に必要な専門教育科目と指定された科目を履修し、単位を修得する。

(食物栄養学科)

8 学科の教育目的・目標に鑑み、本学科所定の単位を修得し、次の成果が得られた学生に卒業を認定し、短期大学士(食物栄養学)の学位を授与する。

一 自己および他者を理解し、自立・自律した生活者となることができる。

二 豊かな人間性と感性をもち、食に係わる基本的な知識・技術・方法が身につけている。

三 人間尊重の精神をもち、食に係わる専門的知識・技術・方法等を身につけ、地域に貢献できる基礎ができている。

四 栄養士として、食を通して健康や福祉の広い分野で貢献できる能力が身につけている。

9 成績評価の基準は、次のとおりである。

評価	S	A	B	C	D
評価の基準	完全でないしほぼ完全に到達目標を達成している	若干不十分な点は認められるものの、到達目標を達成している	不十分な点は認められるものの、到達目標を達成している	到達目標の最低限を達成している	到達目標を達成していない
100点法	100点～90点	89点～80点	79点～70点	69点～60点	59点以下

10 取得できる資格の取得要件は、次のとおりである。

- 一 栄養士を取得するには、卒業要件を満たし、その資格に必要な専門教育科目を履修し、単位を修得する。
- 二 その他の取得できる資格を取得するには、卒業要件を満たし、その資格に必要な専門教育科目と指定された科目を履修し、単位を修得して資格認定試験受験資格を得る。そのうえで認定試験を受験し、合格することで資格が取得できる。

第6条 各学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、次のとおりとする。

（音楽科）

- 一 基礎教育科目は、広い教養を身につけ人間と生活を理解するための科目で編成し、建学の精神を学ぶための科目と音楽キャリア講座等を必修とする。
- 二 専門教育科目は、音楽の理論と技術の基本を理解するための専門教育科目（必修）と音楽の豊かな表現を伸長するための専門教育科目（選択）で編成する。
- 三 中学校教諭二種免許状(音楽)を取得するために、教職に関する専門科目（選択）で編成する。その他の資格取得ではその資格を取得するために必要な専門科目（選択）で編成する。
- 四 学生が主体的・能動的・協同的に学修に取り組むことができるように、シラバスにおいて授業内・外の学習の明示をするとともに、学習内容の理解を深めるための学生と教員相互のチェックを積極的に行い、学びを促進する。

（人間福祉学科）

＜社会福祉専攻＞

- 一 基礎教育科目は、広い教養を身につけ人間と生活を理解するための科目で編成し、建学の精神を学ぶための科目とキャリアデザインを必修とする。
- 二 専門教育科目は、社会福祉の基礎を理解するための専門教育科目（必修）、ソーシャルワークを理解するための専門教育科目（選択）、医療事務を理解するための科目、福祉を豊かに実践するための専門教育科目で編成する。
- 三 各種資格取得では、その資格を取得するために必要な専門科目（選択）で編成する。
- 四 学生が主体的・能動的・協同的に学修に取り組むことができるように、シラバスにおいて授業内・外の学習の明示をするとともに、学習内容の理解を深めるための学生と教員相互のチェックを積極的に行い、学びを促進する。

＜介護福祉専攻＞

- 一 基礎教育科目は、広い教養を身につけ人間と生活を理解するための科目で編成し、建学の精神を学ぶための科目とキャリアデザインを必修とする。
- 二 専門教育科目は、介護福祉を理解するための専門教育科目（必修）、介護福祉を理解するための専門教育科目（選択）、福祉を豊かに実践するための専門教育科目で編成する。
- 三 介護福祉士以外の資格取得では、その資格を取得するために必要な専門科目（選択）で編成する。
- 四 学生が主体的・能動的・協同的に学修に取り組むことができるように、シラバスにおいて授業内・外の学習の明示をするとともに、学習内容の理解を深めるための学生と教員相互のチェックを積極的に行い、学びを促進する。

（食物栄養学科）

- 一 基礎教育科目は、広い教養を身につけ人間と生活を理解するための科目で編成し、建学の精神を学ぶための科目とキャリアデザインを必修とする。

- 二 専門教育科目は、栄養士資格を取得するための指定科目及び食と生活を豊かに実践するための科目で編成する。
- 三 栄養士以外の資格取得では、その資格を取得するために必要な専門科目（選択）で編成する。
- 四 学生が主体的・能動的・協同的に学修に取り組むことができるように、シラバスにおいて授業内・外の学修の明示をするとともに、学習内容の理解を深めるための学生と教員相互のチェックを積極的に行い、学びを促進する。

第7条 各学科の入学受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、次のとおりとする。

（音楽科）

高等教育に備える基礎学力を身につけ、多様な個性、能力・特性を有し、学修意欲が旺盛で、音楽を通して自己実現、自己表現、社会貢献を志すことへの明確な進路意識を持った学生を幅広く受け入れる。このため、次の点を重視する。

- 一 音楽の基礎的奏法を身につけている人
- 二 基本的な表現能力をもつ人
- 三 音楽の幅広いジャンルの表現や活動に強い関心と意欲をもつ人

（人間福祉学科）

<社会福祉専攻>

高等教育に備える基礎学力を身につけ、多様な個性、能力・特性を有し、学修意欲が旺盛で、ソーシャルワーカーや医療事務職として将来活躍することを希望する学生を幅広く受け入れる。このため、次の点を重視する。

- 一 福祉分野を学ぶために必要な基本的能力(国語・英語力など)をもつ人
- 二 福祉分野に不可欠なコミュニケーション能力をもつ人
- 三 利用者の自立・自律した生活支援の知識・技術の向上を図るために必要な基礎的知識(家庭・情報の教科など)をもつ人
- 四 ソーシャルワークに係る広い分野に興味・関心をもつ人
- 五 医療事務に係る広い分野に興味・関心をもつ人

<介護福祉専攻>

高等教育に備える基礎学力を身につけ、多様な個性、能力・特性を有し、学修意欲が旺盛で、介護福祉士として将来活躍することを希望する学生を幅広く受け入れる。このため、次の点を重視する。

- 一 福祉分野を学ぶために必要な基本的能力(国語・英語力など)をもつ人
- 二 福祉分野に不可欠なコミュニケーション能力をもつ人
- 三 利用者の自立・自律した生活支援の知識・技術の向上を図るために必要な基礎的知識(家庭・情報の教科など)をもつ人
- 四 介護福祉に係る広い分野に興味・関心をもつ人

（食物栄養学科）

高等教育に備える基礎学力を身につけ、食に係わる学習意欲が旺盛で、将来、社会で活躍することを希望する学生を幅広く受け入れる。このため、次の点を重視する。

- 一 食を通じた健康と福祉に興味・関心をもつ人
- 二 基本的なコミュニケーション能力をもつ人
- 三 食の専門職としての知識・技術を学ぶために必要な基本的能力(国語・英語力など)をもつ人
- 四 地域の健康や福祉の向上を図るために必要な基礎的知識(家庭・情報・理科の教科など)をもつ人

附 則
この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この内規は、平成 30 年度入学生から適用する。

附 則
この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この内規は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。